

白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

1. 地域型保育事業（家庭的保育事業等）の概要

○子ども・子育て支援制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けたうえで、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。

●本条例は、児童福祉法の改正により、以下の家庭的保育事業等を行う事業者については市町村が認可するものとなることから、児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの。

☆小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下)

比較的小規模な家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施。※C型は6人～10人以下(経過措置あり)

☆家庭的保育事業(利用定員5人以下)

家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

☆居宅訪問型保育事業

保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

☆事業所内保育事業

企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

(1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定にあたって

地域型保育事業（家庭的保育事業等）では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め

- ① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
- ② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとする。（保育所に関する認可制度と同様）

○地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として整備する必要がある。
（児童福祉法第34条の16第1項）

○国が定める基準について

「従うべき基準」「従うべき基準」と異なる内容は定めることは認められず、その基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容。

・ 職員の資格、員数。

乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

「参酌すべき基準」「参酌すべき基準」を十分参照をしたうえであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容

・ 上記以外の事項

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定に係る白井市の基本的な考え方

○本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、基本的に国の基準を白井市の基準とするものとする。

ただし、20人以上の事業所内保育事業の設置基準に関しては、国の基準では乳児室の面積を幼児1人につき1.65㎡と定めているが、**保育の量の確保だけでなく、質の確保も必要であることから、20人以上の事業所内保育事業所を保育所に準ずる施設としてみなし、千葉県が定めている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に準じ、乳児室の面積を幼児1人につき3.3㎡とする。**

2. 家庭的保育事業等(地域型保育事業)の設備及び運営に関する基準(案)について

家庭的保育事業者等の一般原則	白井市基準
<p>○家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>○家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業者等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>○家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>○家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>○家庭的保育事業所等それぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。(居宅訪問型保育事業は除く)</p> <p>○家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。(居宅訪問型保育事業は除く)</p>	国の基準どおり

家庭的保育事業等の共通事項

項 目	国が示す基準の内容		白井市基準
連携施設	連携施設の設定が必要(経過措置あり) ※居宅訪問型保育事業は除く 〔連携の内容〕 ・保育内容の支援 集団保育の体験、相談・助言 ・代替保育・卒園後の受け皿	従	国の基準 どおり
一般的要件 及び資質、 職員の基準	職員は健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、必要な知識及び技能の修得向上に努める。 他の社会福祉施設をあわせて設置するときは、保育に直接従事する職員以外は兼ねることは可。 嘱託医及び調理員を置かなくてはならない。(居宅訪問型保育事業は除く)	従	
非常災害	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する 具体的計画を立て、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回実施すること。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	参	
利用者との 関わり	国籍、信条、社会的身分、費用負担等で差別的取り扱いをしてはならない。 心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。虐待及び懲戒に係る権限乱用の禁止。	従	
衛生管理	利用乳幼児の使用する設備、食器又は飲料水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じ なければならない。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	参	
食 事	献立は変化に富み健全発育に必要な栄養量を含有し、身体的状況及び思考を考慮したもの。 調理業務の全部委託可。搬入施設からの運搬可。 調理のための加熱、保存等の調理機能を有する施設を備えなければならない。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	従	
健康診断	利用開始時の健康診断、定期健康診断の実施。職員の健康診断について、特に乳幼児の食事を調理する 者は、綿密な注意を払うこと。 ※居宅訪問型保育事業においては除外項目あり	参	
重要事項に 関する規定	事業の目的及び運営方針・提供する保育の内容・職員の職種、員数及び職務の内容・保育の提供を行う 日・乳児、幼児の区分ごとの利用定員・利用の開始、終了に関する事・緊急時災害対策・虐待防止・ その他運営に関する事。	参	
帳簿・秘密 保持・苦情	職員、財産、収支、及び乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備。 正当な理由なく、知り得た秘密を漏らしてはならない。 苦情に対し、迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じると共に、市町村からの指導助言に必要な 改善を行わなければならない。	従・参	

【家庭的保育事業】

項 目		国が示す基準の内容		白井市基準(案)
保育従事者		家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を終了した者	従	国の基準どおり
職員数		乳幼児3人につき1人（家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人）	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	保育を行う専用の部屋 ※部屋の面積自体は、9.9㎡以上必要 (3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積であること) 便所を備える	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場	同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭 (付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。 ※保育を行う乳幼児が3人以下の場合は、家庭的保育補助者で対応可。		
耐火基準等		火災報知器・消火器の設置 消火訓練・避難訓練の定期実施	参	国の基準どおり
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容		保育所保育指針に準ずる。 乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【小規模保育事業】①小規模保育事業A型

項目		国が示す基準の内容		白井市基準(案)
保育従事者		保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	国の基準どおり
職員数		乳幼児おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※特定地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人の職員数とする。 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注)追加事項 ① 消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③ 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など	参	国の基準どおり
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容		保育所保育指針に準ずる。 乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【小規模保育事業】②小規模保育事業B型

項目		国が示す基準の内容		白井市基準(案)
保育従事者		保育士 保育従事者(市町村長が行う研修を修了した者) ※保育士割合は1/2以上 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	国の基準どおり
職員数		乳幼児おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人の職員数とする。 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注) 追加事項 ① 消火器等の消火器具 ② 非常警報器具 ③ 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など	参	国の基準どおり
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容		保育所保育指針に準ずる。 乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【小規模保育事業】③小規模保育事業C型

項 目		国が示す基準の内容		白井市基準(案)
保育従事者		家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を終了した者	従	国の基準どおり
職員数		乳幼児3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人)	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室1人につき3.3㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注)追加事項 ① 消火器等の消火器具 ② 非常警報器具 ③ 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など	参	国の基準どおり
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容		保育所保育指針に準ずる。 乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【居宅訪問型保育事業】

項 目	国が示す基準の内容		白井市基準(案)
事業の内容	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育など	従	国の基準どおり
保育従事者	家庭的保育者 ※必要な研修を終了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	従	国の基準どおり
職員数	乳幼児1人につき1人	従	国の基準どおり
居宅訪問型保育連携施設	傷害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児については、傷害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設、その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従	国の基準どおり
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

【事業所内保育事業】①保育所型事業所内保育事業(利用定員20人以上)

項目		国が示す基準の内容		白井市基準(案)
保育従事者		保育士 ※保育士又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	国の基準どおり
職員数		乳児おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人 ※特例地域型保育給付対象 満3歳以上満4歳に満たない児童-おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童-おおむね30人につき1人の職員数とする。	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室は1人につき1.65㎡以上、ほふく室は3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室は1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参	乳児室又はほふく室1人につき3.3㎡以上 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
	屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理室 ※保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む		
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注)追加事項 ① 消火器等の消火器具 ② 非常警報器具 ③ 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など	参	国の基準どおり
連携施設に関する特例		連携施設を確保しないことができる。	従	国の基準どおり

【事業所内保育事業】 ②小規模型事業所内保育事業(利用定員19人以下)

項目		国が示す基準の内容		白井市基準(案)
保育従事者		保育士 保育従事者(市町村長が行う研修を修了した者) ※保育士割合は1/2以上 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。	従	国の基準どおり
職員数		乳幼児おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※特例地域型保育給付の対象：満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人の職員数とする。 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。	従	国の基準どおり
設備・面積	保育室等	満2歳未満 乳児室又はほふく室1人につき3.3㎡以上 満2歳以上 保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡以上 保育に必要な用具、便所を備える。	参	国の基準どおり
	屋外遊戯場	屋外遊戯場(付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上		
給食	方法	自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。	従	国の基準どおり
	設備	調理設備		
	職員	調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。		
耐火基準等		建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 (注)追加事項 ① 消火器等の消火器具 ② 非常警報器具 ③ 保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など	参	国の基準どおり
保育時間		1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭状況などを考慮する。	参	国の基準どおり
保育の内容		保育所保育指針に準ずる。 乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供、及び保護者と密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	従	国の基準どおり

③事業所内保育事業における地域枠の子どもの受入について

- ・事業所内保育事業を行う者は下表の定員区分に応じて、それぞれ、その他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める幼児数以上の定員枠を設ける

定員区分		国基準 (地域枠の定員)	白井市基準(案)
1名～10名	1名～5名	1名	国の基準どおり
	6名・7名	2名	
	8名～10名	3名	
11名～20名	11名～15名	4名	
	16名～20名	5名	
21名～30名	21名～25名	6名	
	26名～30名	7名	
31名～40名		10名	
41名～50名		12名	
51名～60名		15名	
61名～70名		20名	
70名以上		20名	

3. 施行期日：子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。